

議案第八十四号

宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年九月四日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例

(宇部市農業集落排水施設条例の一部改正)

第一条 宇部市農業集落排水施設条例(平成八年条例第二十七号)の一部を次のように改める。

第十一条を次のように改める。

(排水設備等の工事の施行)

第十一条 排水設備等の新設等の工事(市規則で定める軽微な工事を除く。)は、当該工事に関し技能を有する者として市長が指定した者でなければ行うことができない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第七条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(延滞金)

第二十九条の二 市長は、使用料の督促を受けた使用者がその督促状において指定された期限(以下この項及び第三項において「指定期限」という。)までに当該使用料を納付しない場合においては、指定期限の翌日から当該使用料を完納する日までの期間の日数に応じ、当該使用料の額が二千円以上(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該使用料の額につき年十四・六パーセント(指定期限の翌日から起算して一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当す

る延滞金を徴収する。ただし、当該延滞金に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 市長は、使用者が指定期限までに使用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第一項の延滞金を減免することができる。附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第二十九条の二第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

（宇部市生活排水処理施設条例の一部改正）

第二条 宇部市生活排水処理施設条例（平成十六年条例第百七号）の一部を次のように改める。

第十四条を次のように改める。

（排水設備等の工事の施行）

第十四条 排水設備等の新設等の工事（市規則で定める軽微な工事を除く。）は、当該工事に関し技能を有する者として市長が指定した者でなければ行うことができない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（延滞金）

第二十二条の二 市長は、使用料の督促を受けた使用者がその督促状において指

定された期限（以下この項及び第三項において「指定期限」という。）までに当該使用料を納付しない場合においては、指定期限の翌日から当該使用料を完納する日までの期間の日数に応じ、当該使用料の額が二千円以上（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該使用料の額につき年十四・六パーセント（指定期限の翌日から起算して一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、当該延滞金に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 市長は、使用者が指定期限までに使用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第一項の延滞金を減免することができる。附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第二十二条の二第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中宇部市農業集落排水施設条例第十一条の改正規定及び第二条中宇部市生活排水処理施設条例第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の宇部市農業集落排水施設条例第二十九条の二及び附則第二項の規定並びに第二条の規定による改正後の宇部市生活排水処理施設条

例第二十二條の二及び附則第二項の規定は、令和八年四月一日以後に使用する施設の使用料に係る延滞金について適用する。ただし、同日前から継続して使用している施設の使用で、同日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する使用料に係る延滞金については、なお従前の例による。

「説明」

農業集落排水施設使用料及び生活排水処理施設使用料の徴収の公平化及び徴収率の向上を図るため、これらの使用料に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市農業集落排水施設条例(平成八年条例第二十七号)

旧

新

(排水設備等の工事の実施)

第十一条 排水設備等の新設等の工事は、市長が当該工事に関し技能を有する者として指定した業者でなければ行うことができない。ただし、市長が特に認める工事については、この限りでない。

(排水設備等の工事の施行)

第十一条 排水設備等の新設等の工事(市規則で定める軽微な工事を除く。)は、当該工事に関し技能を有する者として市長が指定した者でなければ行うことができない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第七条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第二十九条

(使用料等の減免)

第二十九条

(延滞金)

第二十九条の二 市長は、使用料の督促を受けた使用者がその督促状において指定された期限(以下この項及び第三項において「指定期限」という。)までに当該使用料を納付しない場合においては、指定期限の翌日から当該使用料を完納する日までの期間の日数に応じ、当該使用料の額が二千元以上(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該使用料の額につき年十四・六パーセント(指定期限の翌日から起算して一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、当該延滞金に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第二十九条の二第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

宇部市生活排水処理施設条例（平成十六年条例第七七号）

旧

新

(排水設備等の工事の施行)

第十四条 排水設備等の新設等の工事は、当該工事に關し技能を有する者として市長が

(排水設備等の工事の施行)

第十四条 排水設備等の新設等の工事（市規則で定める軽微な工事を除く。）は、当該

指定した業者でなければ施行することができない。ただし、市長が特に認める工事については、この限りでない。

工事に関し技能を有する者として市長が指定した者でなければ行うことができない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第二十二條

（使用料の減免）

第二十二條

（延滞金）

第二十二條の二 市長は、使用料の督促を受けた使用者がその督促状において指定された期限（以下この項及び第三項において「指定期限」という。）までに当該使用料を納付しない場合においては、指定期限の翌日から当該使用料を完納する日までの期間の日数に応じ、当該使用料の額が二千円以上（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該使用料の額につき年十四・六パーセント（指定期限の翌日から起算して一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、当該延滞金に百円未満の端数があるとき又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 市長は、使用者が指定期限までに使用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第一項の延滞金を減免することができる。

附 則

附 則

（施行期日）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

1| この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2| 当分の間、第二十二条の二第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

議案第90号

宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件

下記のとおり令和6年度宇部市下水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

未処分利益剰余金の処分

(1) 令和6年度末残高	863,287,915円
(2) 議会の議決による処分類	578,000,000円
資本金へ組入	578,000,000円
(3) 処分後残高	285,287,915円

議案第96号

公共施設等運営権の設定について

下記のとおり西部浄化センターの公共施設等運営権を設定することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第4項の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年9月10日提出

宇部市長 篠崎圭二

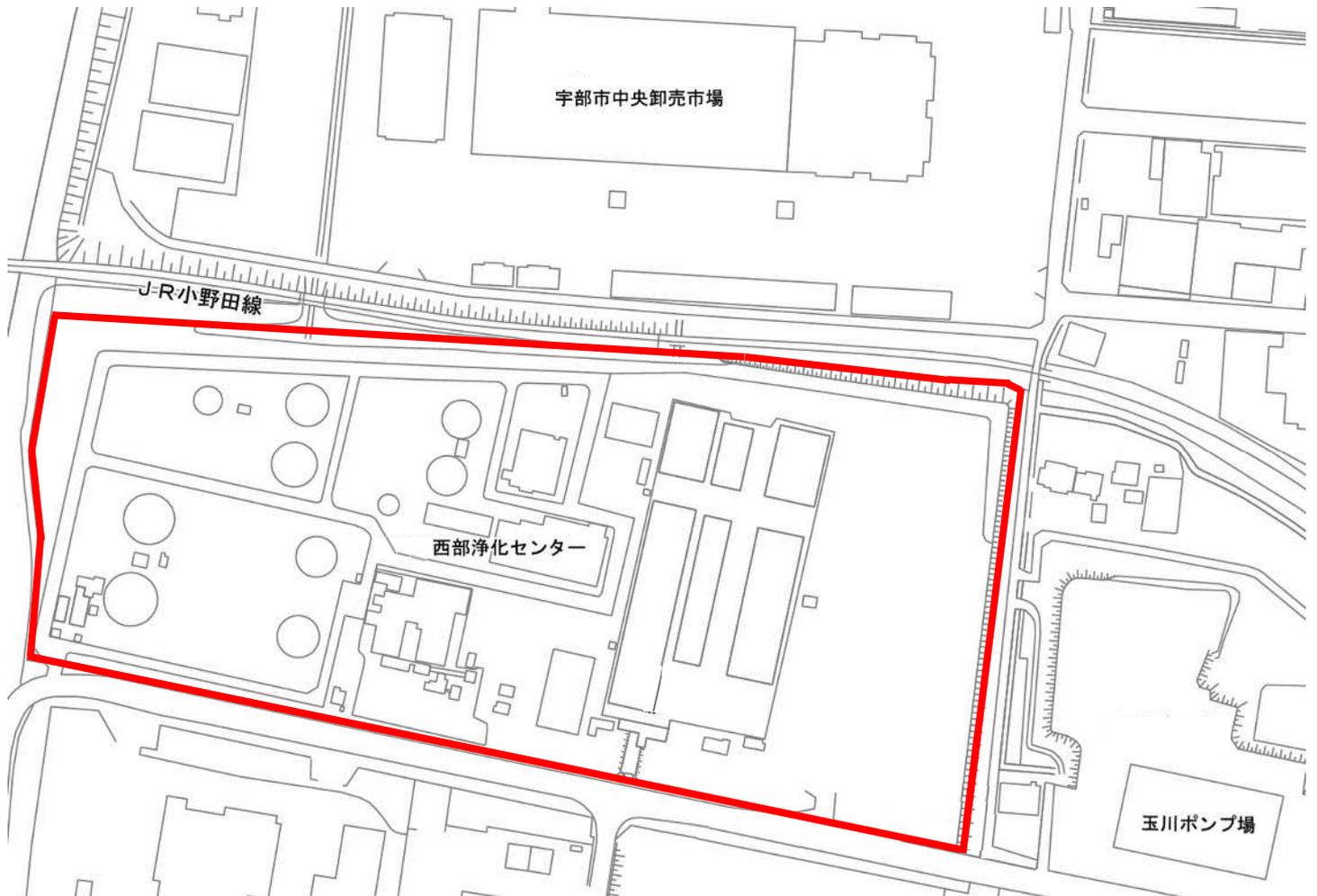
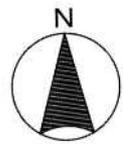
記

- 1 公共施設等の名称
西部浄化センター
- 2 公共施設等運営権者
宇部市西宇部南三丁目3番34-9号
うべアクアフロント株式会社
代表取締役 森 永 俊 二 朗
- 3 公共施設等の立地
宇部市大字藤曲字沖土手下2449番地1
- 4 公共施設等の規模及び配置
 - (1) 規模
敷地面積 59,816㎡
 - (2) 配置
別図のとおり
- 5 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
 - (1) 義務事業
 - ア 経営に関する業務
 - イ 維持管理に関する業務
 - ウ 改築に関する業務
 - (2) 附帯事業

6 公共施設等運営権の存続期間

- (1) 公共施設等運営権の設定の日から令和38年3月31日までとする。
- (2) (1)にかかわらず、以下に定める場合には、市及び公共施設等運営権者が協議の上、合意した日まで存続期間を延長することができる。ただし、その期間は、5年を超えることができない。
 - ア 不可抗力の発生により、本事業が中断若しくは遅延した場合、又は公共施設等運営権者に著しい損害が生じた場合で当該損害を回復するために延長が必要であるとき
 - イ 市の責めに帰すべき事由により、本事業が中断又は遅延した場合
 - ウ 公共施設等運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、本事業が中断又は遅延した場合

別図



凡 例	
	運営権対象施設の範囲

配置図
S = 1:2500

議案第96号 公共施設等運営権の設定について

**宇部市公共下水道
西部処理区運営事業（コンセッション）
優先交渉権者の選定結果について**

令和7年9月12日
議会説明資料

西部処理区運営事業（コンセッション）

目次

- 1 これまでの経緯
- 2 優先交渉権者の選定方法
- 3 選定結果
- 4 PFI法に基づく手続き
- 5 今後のスケジュール

1. これまでの経緯（検討状況、議会報告）

時期	内容
平成27年度～令和2年度	コンセッション導入の可能性を検討 （事業手法、市場調査、費用比較、導入評価等）
令和3年12月	★議会報告（令和3年12月議会 産業建設委員会） 下水道施設の維持管理体制のあり方について
令和4年11月9日	★第1回 事業者選定委員会 発足 概要説明・現地視察
令和5年 3月	★議会報告（令和5年3月議会 産業建設委員会） 事業者選定委員会（第1回）の開催内容について
令和5年10月13日	★第2回 事業者選定委員会 実施方針（素案）の検討
令和6年 5月28日	★第3回 事業者選定委員会 実施方針（案）、要求水準書（案）の検討
令和6年 8月 9日	★第4回 事業者選定委員会 募集要項、優先交渉権者選定基準の検討
令和6年 9月	★議会報告・議案上程（令和6年9月議会 産業建設委員会） 報告事項：西部処理区運営事業（コンセッション）について 議案上程：公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件
令和6年10月25日	募集要項等の公表
令和7年 5月16日	「提案書類」提出
令和7年 6月24日	★第5回 事業者選定委員会 優先交渉権者の選定
令和7年 9月（今回）	★議案上程（令和7年9月議会 産業建設委員会） 議案上程：公共施設等運営権の設定について

2. 優先交渉権者の選定方法

審査の進め方

- ①資格審査 : 応募資格の有無を確認 (3グループが参加を表明)
- ②提案審査 : 選定委員会において「提案書」の内容を審査

総合評価点の採点

総合評価点 (満点200点) = 提案内容評価 (160点) + 提案価格の評価 (40点)

- ① 提案内容の評価点 (配点:160点)
 - 1. 実施方針に関する項目
 - 2. 事業内容に関する項目
- ② 提案価格の評価点 (配点:40点)

3.選定結果

採点結果

●総合評価点

審査項目	配点	Aグループ	Bグループ	Cグループ
1. 実施方針に関する項目	78.00	64.84	53.64	54.74
2. 事業内容に関する項目	82.00	60.72	58.20	54.02
3. 価格に関する項目	40.00	38.73	39.84	39.05
合計	200.00	164.29	151.68	147.81
順位		1位	2位	3位

審査結果

○ 優先交渉権者：Aグループ
(次点交渉権者：Bグループ)

3.選定結果

構成企業

■優先交渉権者 (Aグループ) 代表企業 メタウォーター(株)
構成員 (市内企業) ユーティエンジニアリング(株)、前村電気工事(株)
大栄建設(株)、(準市内) UBE三菱セメント(株)
(市外企業) フジ総業(株)

審査講評 (令和7年7月2日公表)

●Aグループの提案は、事業全体にわたり多角的な内容が盛り込まれており、附帯事業や学校・教育分野における地域貢献、市民への説明責任についても具体的に示されている。また、30年間のフェーズごとの実施方針が示されており、事業終了後の情報開示の姿勢が確認でき、特に高く評価しました。(審査講評 総評より)

事業費削減効果

■市の財政支出額の削減効果 **VFM 約13.7** ※現在価値換算後
(公募前の想定 VFM約8.1%)

従来 of 包括方式	5,075,311千円 ①
今回提案額	4,332,034千円 ②
削減額 (※現在価値換算前)	743,277千円 ③=①-② 約14.6%

西部処理区運営事業（コンセッション）

4. PFI法に基づく手続き

公共施設等運営権の設定

PFI法第19条・・・PFI法に基づき「民間事業者」を選定した場合、遅滞なく、選定された事業者に**運営権**を設定するものとする
運営権を設置する場合、あらかじめ**議会の議決**を経なければならない
⇒ **令和7年9月議会上程（追加議案：議案第96号）**

5. 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和7年11月末	実施契約締結
実施契約締結 ～令和8年3月31日	事業開始準備
令和8年4月1日	事業開始
令和38年3月31日	事業完了（事業期間30年間）

議案第八十五号

宇部市下水道条例中一部改正の件

宇部市下水道条例（平成十六年条例第九十六号）の一部を次のように改める。
令和七年九月四日提出

宇部市長 篠崎圭二

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第二十九条第三項第四号中「（昭和二十七年法律第二百九十二号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

災害その他非常の場合において、下水道を早期復旧させるため、他の市町村長等の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせることができるよう、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(排水設備指定工事店の指定等)

第六条 排水設備等の新設等の工事(市規則で定める軽微な工事を除く。)は、当該工事に關し技能を有する者として市長が指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。

(占用)

第二十九条

3

四 地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項各号に規定する事業以外のものに係る占用物件

(排水設備指定工事店の指定等)

第六条 排水設備等の新設等の工事(市規則で定める軽微な工事を除く。)は、当該工事に關し技能を有する者として市長が指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第七条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(占用)

第二十九条

3

四 地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法
第二条第一項各号に規定する事業以外のものに係る占用物件

議案第八十六号

宇部市水道条例中一部改正の件

宇部市水道条例（昭和三十五年条例第三十六号）の一部を次のように改める。
令和七年九月四日提出

宇部市長 篠崎圭二

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は同項の規定により他の市町村長の指定を受けた者に給水装置の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

災害その他非常の場合において、水道を早期復旧させるため、他の市町村長等の指定を受けた者等に給水装置の工事を行わせることができるよう、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(給水装置の工事の設計及び施行)

第七条 給水装置の工事の設計及び施行は、
管理者又は法第十六条の二第一項の規定に
より管理者の指定を受けた者(以下「指定
給水装置工事事業者」という。)が行う。

(給水装置の工事の設計及び施行)

第七条 給水装置の工事の設計及び施行は、
管理者又は法第十六条の二第一項の規定に
より管理者の指定を受けた者(以下「指定
給水装置工事事業者」という。)が行う。
ただし、災害その他非常の場合において、
管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭
和二十七年法律第二百九十二号)第七条の
規定により置かれた水道事業の管理者を含
む。以下この項において同じ。)又は同項
の規定により他の市町村長の指定を受けた
者に給水装置の工事を行わせる必要がある
と認めるときは、この限りでない。

議案第91号

宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件

下記のとおり令和6年度宇部市水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

未処分利益剰余金の処分

(1) 令和6年度末残高	1,118,091,600円
(2) 議会の議決による処分類	450,000,000円
資本金へ組入	450,000,000円
(3) 処分後残高	668,091,600円

議案第92号

損害賠償の額を定める件

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、宇部市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第70号）第7条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年1月22日、山口市小郡明治の市道において発生した路線バスによる物損事故

2 損害賠償の相手方

山口市亀山町2番1号

山口市

山口市長 伊藤和貴

3 損害賠償の額 一金 2,242,592円也

